

緊急

マイナンバー制度セミナー

神戸森田塾

平成27年10月からのマイナンバー配布、来年1月からの利用開始を控え、企業ではマイナンバーへの対応が急務となっています。そこで、マイナンバー制度への企業の実務対応策として、制度の概要などの基礎知識から、個々の事業者が実務で必要となる具体的な制度への対応策まで、社会保険労務士が解説します。

《 参加費用:1名 2,000円 》



日時: 平成27年10月22日(木) 14:00~16:00
講師: 社会保険労務士 田中道弘 先生

間近に迫るマイナンバー

～実務ポイントの総ざらい～

企業として対応すべき、収集から廃棄までの具体的措置について最新動向を踏まえつつ、分かりやすくご説明します

- マイナンバー制度の概要
- マイナンバー対応スケジュールとチェックリスト
- 社内規定の作り方と就業規則の改正点
- 番号確認と身元確認の準備体制

民間事業者のみならずマイナンバーを扱います!

平成28年1月以降、以下の手順で従業員などのマイナンバーを記載する必要があります。

- ・従業員給与支払簿の記載、請求書の記載
- ・給与振込口座振替の記載、給与振込簿の記載
- ・個人情報の安全管理システム構築の記載

特定個人情報等の管理は、ガイドラインを踏まえ対応が必要です。

マイナンバーの取扱いには、個人情報保護法および個人情報保護法を遵守する必要があります。

法人には法人番号が通知されます。

【マイナンバー-法人番号の詳細はこちら】

0570-20-0178

個人の皆様にも、大切なお知らせがあります。

今年の10月から、あなたにも**マイナンバーが通知されます。**

マイナンバー(社会保障・税番号)とは国民一人ひとりがもつ12桁の番号です。

マイナンバーは、社会保障・税・災害対策の分野で個人の情報を適切かつ効果的に管理するために活用されます。

もうすぐはじまります!

家族みんなが済むったらチェック!

マイナンバーによる情報連携で、よりよい暮らしへ。

国民の利便性の向上 行政の効率化 公平・公正な社会の実現

年金や福祉などの申請で、書類の取付が減ります。

災害時の行政支援にマイナンバーを活用。

適正・公平な課税を実現します。

年金などの社会保障を、確実に給付します。

この2つで、さらに便利!

個人番号カード マイ・ポータル機能

制度実施の流れ

事業者の皆様にも、大切なお知らせがあります。

開催日: 平成27年10月22日(木) 14:00~16:00

参加費: 2,000円(当日、受付にてお支払いください)

定員: 30名!

主催: 株式会社サポート 担当: 島田・北村
神戸市中央区加納町4-4-17
TEL.078-393-2888 FAX.078-393-2889
http://www.consul-support.com

後援: 税理士法人森田事務所 担当: 福岡・斉藤
M-TACグループ 神戸市中央区加納町4-4-17
M-TAC Group ニッセイ三宮ビル6F
http://www.molita.jp

セミナー参加申込は『裏面』へ

要 事 前 申 込

社会保険労務士 田中道弘先生 プロフィール

田中経営労務総合事務所 代表

〒660-0892 兵庫県尼崎市東難波町5-2-17 シンコム尼崎3階

平成5年 兵庫県社会保険労務士会登録
平成10年 兵庫県雇用開発協会アドバイザー(6年間)
平成13年 兵庫県社会保険労務士会尼崎支部長(4年間)
平成18年 兵庫県両立支援アドバイザー
平成19年 特定社会保険労務士登録
兵庫県社会保険労務士会副会長(4年間)
大阪市あきない経営サポーター
平成23年 兵庫県社会保険労務士会会長(4年間)
平成25年 兵庫社労士協同組合理事長(2年間)
平成27年 兵庫社労士協同組合相談役
兵庫県社会保険労務士会顧問

TEL:06-6482-1717 FAX:06-6482-1788

《専門分野》

人事処遇制度構築、能力・業績主体の賃金制度、
キャリアデザイン設計指導
事業再構築雇用管理推進指導、仕事と介護両立支援事業、
高齢者雇用管理企画立案事業
地域人材育成プロジェクト事業、継続雇用達成事業、
中小企業人材確保推進事業

会場のご案内

神戸市中央区加納町4-3-17
但銀神戸ビル5F

(ニッセイ三宮ビル隣)

JR三ノ宮駅、阪急/阪神/神戸地下鉄
三宮駅より 徒歩5分
地下鉄 東1番出口1

会場が分からないときは
森田事務所 078-393-2888 まで

但銀神戸ビル 5F
1Fが但馬銀行さんです。
北側にビル入り口があります



主催者からのご挨拶

こんにちは。森田塾を主催しております 総合保険コンサルタント 株式会社サポートの島田と申します。

2015年10月から国民1人1人に番号が付与される「マイナンバー制度」というのが始まることをご存知でしょうか？

「マイナンバー制度」は、国が住民票をもっている全ての人に1人1つの番号を付し、税や社会保障等の分野で効率的に情報を管理するための制度です。税、社会保障、災害対策の分野で、法律や自治体の条例で定められた行政の手続きに利用されます。企業は、従業員、従業員の家族の番号収集が必要となるために、マイナンバー制度に対する企業の対応が不可欠です。10月5月から、いよいよ皆さんの元に「マイナンバー通知カード」が届きます。本格導入となる前に、ぜひセミナーにご参加いただき理解を深めてください。



お電話でのお申込は:078-393-2888 メールでのお申込は:main@moritaoffice.com

お申込は今すぐどうぞ！ 下記にご記入の上FAX下さい FAX:078-393-2889

事業所名	(〒 -)	ご芳名	
		ご参加人数	
所在地	(〒 -)	TEL	
		FAX	
参加コース マイナンバー 10/22		メール	